官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○商業登記規則等の一部を改正する省令（法務二）　一
〔規　則〕
○人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則（人事院一一―四―一〇）　四
〔法規的告示〕
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（内閣府三）　六
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和五年こども家庭庁告示第九号）を廃止する件（こども家庭庁三）　四
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（総務九）　五
○基幹放送普及計画の一部を変更する件（同一〇）　七
〔官庁報告〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和六十年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五
会社その他
会社決算公告　六

省令

○法務省令第二号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十六日

法務大臣　平口　洋